

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」  
の改正案に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計 11 件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 25 年8月7日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	代表取締役社長	加藤 薫
2	平成 25 年8月8日	ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼CEO	孫 正義
3	平成 25 年8月9日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
4	平成 25 年8月9日	MVNO 協議会	会長	三田 聖二
5	平成 25 年8月9日	ソネット株式会社	代表取締役社長	吉田 憲一郎
6	平成 25 年8月9日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
7	平成 25 年8月9日	日本通信株式会社	代表取締役社長	三田 聖二
8	平成 25 年8月9日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
9	平成 25 年8月9日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
10	平成 25 年8月9日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
11	平成 25 年8月9日	株式会社インターネットイニシアティブ	代表取締役社長	勝 栄二郎

# 意見書

平成25年8月7日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150  
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏 名 かぶしきがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる  
代表取締役社長 加藤 薫

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

電話番号：

メールアドレス：

『『第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン』の改正案に対する意見募集』に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

## 1. 基本的な考え方

- ◆ モバイル接続料算定に係る研究会(以下、「研究会」という。)の議論を踏まえ、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の改正案につき今回意見募集がなされたところですが、研究会報告書に対しては、その意見募集において当社意見として述べたとおり、接続料算定に係る一定の考え方が示された内容として概ね賛同するところです。
- ◆ そうした研究会報告書の考え方をうけ、今回ガイドライン改正案に事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法に係る考え方が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは、接続料の適正性を巡った紛争を回避し、事業者間の公平性確保を実現するうえで、適切な措置であると認識しています。
- ◆ しかしながら、研究会報告書にも示された「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や「接続固有に発生する費用」等の点については、当社として接続料算定にあたり極めて重要と考えるポイントであるにもかかわらずガイドライン改正案の中で具体的に明記されておらず、接続料算定の更なる適正化のためにも、ガイドライン上に明記されることが必要と考えます。
- ◆ また、データ接続料の算定方法については、「どの課題についても、更なる調査・検討が必要であると考えられるため、必要な検討ポイントを指し示すに留める」とされた研究会報告書の内容をうけて、本改正案においては従前からの記載変更案の提示等はありませんが、一部MNOとMVNOの間では接続料を巡った見解の相違が紛争として顕在化していること、並びにM2M市場の拡大等により、MVNOの参入拡大が益々見込まれることを踏まえれば、早急に明確化を図る必要があるものと考えます。
- ◆ なお、上記の明確化に向けた諸課題の検討にあたっては、「モバイル接続料算定に係る基本的な観点」に加えて、まさに「携帯事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」や、「MNOとMVNO間のリスクテイクの公平性担保の観点」を踏まえるべきであると考えます。

## 2. 個別記載箇所に対する意見

### <1. 研究会報告書・モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
<p>第3 1 基本的な考え方 (1)算定方法に係る標準的な考え方及び算定根拠を示す目的</p> <p>ア 法第34条第3項第4号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものである場合に接続約款変更命令の対象となることを規定している。ガイドラインに示す算定方法に係る標準的な考え方は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するに当たっての標準的な考え方であり、同考え方を示すことにより、どのような場合に接続約款変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</p> <p>イ 法第29条第1項第10号は、電気通信事業者が、電気通信設備の接続等に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合に、業務改善命令の対象となることを規定している。二種指定事業者によって用いる算定方法が大きく異なり公平性を欠く場合、公正な競争環境が失われ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあるため、ガイドラインにおいて算定方法に係る標準的な考え方を示し、合理的な説明なく同考え方から乖離した算定方法を採用した場合に業務改善命令の対象となる可能性があることを示すこととしたものである。</p> <p>ウ 総務省は、二種指定事業者の算定が標準的な考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、ガイドラインにおいて当該検証に資する算定根拠の様式を示し、これにより二種指定事業者の算定根拠を明らかにするよう求めることとしている。</p>	<p>◆研究会報告書のモバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方を踏まえ、ガイドライン改正案に事業者裁量の幅を可能な限り排除した算定方法に係る考え方が標準的な考え方として示され、そこから乖離した場合の対応が明記されたことは、適当であると考えます。</p> <p>◆しかしながら、研究会報告書で示された「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点」も、接続料算定において極めて重要なポイントであると考えており、各接続料算定プロセスの実施や、研究会報告書で今後検討が必要とされたデータ接続料に係る諸課題の検討においても、考慮されるべき基本的な考え方としてガイドラインへの明記が必要と考えます。</p>

<2. 研究会報告書・設備区分別算定に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
<p>第3 1 基本的な考え方 (3)接続料の構成</p> <p>イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</p>	<p>◆音声接続機能において、設備区分別算定は、実際の設備使用のあり方に即した適正な算定方法であると認識しているため、当該算定方法に係る考え方とその算定根拠の様式がガイドラインに明記されることは、総務省殿の検証可能性確保の観点から適当であると考えます。</p> <p>◆なお、研究会報告書に示されたとおり、接続事業者への開示は事業者間の協議に委ねられるべきと考えるところ、当該様式による算定根拠の開示が総務省殿に限定される旨明記されたガイドラインの記載は適当であると考えます。</p>
<p>第3 5 需要 (1)音声接続機能</p> <p>音声接続機能に係る接続料の需要は、第3の1の(3)のイに掲げる設備区分等ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。</p>	
<p>第3 6 算定根拠</p> <p>二種指定事業者は、音声接続機能、ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として別表第2及び別表第3の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。</p>	
<p>別表第3</p> <p>様式追加</p>	

<3. 研究会報告書・利潤に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
<p>別表第2 様式4 1 機能に係るレートベース</p> <p>(注3) 運転資本以外の項目の備考欄には、各項目の金額のうち主要なものについて、その金額と内容を記載すること。</p>	<p>◆ 研究会報告書に示されたとおり、例えば過大に見積もられた運転資本等や、M&amp;Aのための投資等の機能提供のために不可欠といえない投資等については、レートベースに算入することは適当ではないと考えるところ、本改正案の記載は適当であると考えます。</p>
<p>第3 4 (2) 他人資本費用</p> <p>カ 他人資本比率は、貸借対照表上の負債及び純資産の合計額に占める、貸借対照表上の負債の額の割合の実績値を基礎として算定する。</p>	<p>◆ モバイル接続料算定に係る基本的な観点を踏まえれば、事業者裁量の幅を排除した算定方法がガイドラインに明記されたことは適当であると考えます。</p>
<p>(脚注5)</p> <p>リスクの低い金融商品の平均金利の値は、当該接続料の適用年度の前年度末時点での日本証券業協会が発表する新発10年国債の店頭売買参考統計値とし、(主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利)の値は、1952年から同年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)とする。</p>	<p>◆ モバイル接続料算定に係る基本的な観点を踏まえれば、事業者裁量の幅を排除した算定方法がガイドラインに明記されたことは適当であると考えます。</p>
<p>別表第2 様式4 3 自己資本費用</p> <p>(注2) 自己資本利益率の備考欄には、①<math>\beta</math>、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利益率を記載すること。<math>\beta</math>にあつては、その算出方法も併せて記載すること。</p>	<p>◆ <math>\beta</math>について数値と共にその算出方法も総務省殿に提示する旨ガイドラインに明記されたことは、適当であると考えます。</p> <p>◆ しかしながら、その検証の考え方は示されておらず、巨額の投資等による費用負担増が反映された<math>\beta</math>に基づく大き&lt;次頁へ続く&gt;</p>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
	<p>&lt;前頁の続き&gt;            な格差の自己資本比率を正当なものとして主張する事業者があらわれる可能性を踏まえ、そうした将来の事業者間の争いの元となりうる点を排除する観点からも、研究会報告書に示された「代表的な携帯電話事業者の<math>\beta</math>を基礎として合理的に推計したベンチマークに基づく検証する」等具体的な検証方法についてもガイドラインに明記すべきと考えます。</p>

<4. 研究会報告書・接続固有に発生する費用に係る記載>

ガイドライン改正案 該当箇所	当社意見
記載なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費は、音声接続料、データ接続料を問わず、便益の程度に応じて接続事業者が負担するものとして接続料原価への算入が許容されるものと認識しております。</li> <li>◆ それ故、接続料算定の適正性確保の観点や、当該費用についてガイドラインに明記されていないことに起因する事業者間の紛争を回避する観点からも、当該費用の接続料算定に係る考え方をガイドラインに明記すべきと考えます。</li> </ul>

以上

## 意見書

平成 25 年 8 月 8 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案(以下、「本ガイドライン改正案」といいます。)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン改正案(新旧対照表) 該当箇所		意見
P.4	<p>イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</p> <p>① 第二種指定端末系交換設備                  ② 第二種指定中継系交換設備                  ③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備                  ④ 第二種指定端末系無線基地局                  ⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備                  ⑥ 信号用伝送路設備                  ⑦ 信号用中継交換機                  ⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局                  ⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備                  ⑩ 設備への帰属が認められないもの</p>	<p>本ガイドライン改正案 第3の1の(3)のイに掲げる設備区分①～⑩及び別表第3の設備区分①～⑩(以下「本設備区分」といいます。)に関して、ネットワークの高度化の進展等を考慮すると、本設備区分に合致させることが困難な場合もあると考えます。</p> <p>従いまして、本設備区分はあくまでも一例であり、基本的には、事前に総務省殿の理解を得るようにより事業者が説明することを前提とし、事業者が各々のネットワーク構成等を踏まえ適宜設備区分を設定するものと認識しています。</p>
P.5	<p>5 需要</p> <p>(1)音声接続機能                  音声接続機能に係る接続料の需要は、第3の1の(3)のイに掲げる設備区分等ごとに、設備の使用の違いを考慮して総通信時間を算定する。</p> <p>(2)ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能                  (略)</p>	
P.10,11	別表第3	

以上

# 意見書

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課御中

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん

住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1

氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう

代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

この度は、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

頁	改正案	意見
6	<p>(3) 接続料の構成 ～略～</p> <p>イ 音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要は、適正な方法により設備区分等に帰属させる。設備区分等は、次の①から⑩までに掲げる設備区分等によるほか、適正な区分を設定する。</p> <p>① 第二種指定端末系交換設備 ② 第二種指定中継系交換設備 ③ 第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備 ④ 第二種指定端末系無線基地局 ⑤ 第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備 ⑥ 信号用伝送路設備 ⑦ 信号用中継交換機 ⑧ 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 ⑨ 他の電気通信事業者の電気通信設備と①～⑧との間に設置される伝送路設備 ⑩ 設備への帰属が認められないもの</p>	<p>本改正案は、平成 25 年 6 月に取り纏められた「モバイル接続料算定に係る研究会」における報告書に基づき、モバイル接続料の適正性、検証可能性及び公平性を確保する観点から、新たに設備区分別算定が設定されたものと理解しております。</p> <p>しかしながら、二種指定事業者以外の事業者は、接続料算定における会計が二種指定事業者と同等なレベルで整備することが過度な負担となる可能性が高いため、考慮していただく必要があると考えます。</p> <p>また、このことが要因となって、事業者間協議における合意形成の障壁となることを強く懸念しますので、事業者の実態や状況に応じて設備区分を設定できる運用が合理的だと考えます。</p>

10 別表第3

～  
11

改正案

別表第3 様式 設備区分別明細（接続料の算出）		①第二種 指定端末 系交換設 備	②第二種 指定中継 系交換設 備	③第二種 指定中継 系交換設 備間の伝 送路設備	④第二種 指定端末 系無線基 地局	⑤第二種指 定端末系無 線基地局と 第二種指定 端末系交換 局間の伝送 路設備	⑥信号 用伝送 路設備	⑦信号用 中継交換 機	⑧携帯電 話の端末 の認証等 を行うた めに用い られるサ ービス制 御局	⑨他の電 気通信事 業者の電 気通信設 備と①～ ⑧との間 に設置さ れる伝送 路設備	⑩設備への 帰属が認め られないも の	(何)	計
接続料原価	設備コスト	運用費											
		施設保全費											
		試験研究費											
		研究費償却											
		減価償却費											
		固定資産除却 費											
		通信設備使用 料											
		租税公課											
		計											
		営業コスト	営業費										
間接コスト	共通費												
	管理費												
計													
利潤													
需要													
接続料（相当額）													

(注1) 音声接続機能について作成すること。

(注2) 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。

以上

## 意見書

平成25年8月9日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住 所

とうきょうとちゅうおうくにはほんぼしにんぎょうちょう  
東京都中央区日本橋人形町三丁目10番2号

名 称 MVNOきょうぎかい協議会

かいちょう 会長 さんだせいじ 三田聖二

電話番号

電子メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

## 1. 改正案全体に対する意見

今般提案があった改正案全体に対して賛成します。第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（以下、「本ガイドライン」と記載）をはじめとする総務省のガイドラインは、電気通信事業法や電波法に基づく総務省行政の指針を広くかつ分かりやすく関係者に示すものです。今般の改正提案は、従来総務省が実施適用してきた指針を明示し、或いは、電気通信事業者間で広く用いられてきた考え方を集大成した上で、それをわかりやすくまとめたものであることから、電気通信事業法が定めるところの第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下、「MNO」と記載）にかかる規制の考え方とも合致していると考えられ、今後の携帯電話事業の発展に資するものであると考えます。

なお、今回の改正点に加えて、MNOとMVNOの関係、若しくは、MNO自身の事業運営に際し、指摘すべき問題が存在しています。これらについて、早急に対策がなされると共に、その対策の一環として本ガイドラインが追加改定されることを強く要望します。

## 2. 現2頁、第2アンバンドル 3アンバンドルすることが望ましい機能

本ガイドラインに「アンバンドル化することが望ましい機能」としてISP接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ2接続機能が記載されているにもかかわらず、未だにこれらをアンバンドル化し、料金額等を記載していないMNOが存在しています。MNO網機能のアンバンドル化が必ずしも進展しておらず、本ガイドラインの期待に応えていない現状を踏まえ、これらについての義務化を要望します。

また、上記に関連して、アンバンドル化対象機能に対する接続時の網改造料が莫大な金額になることがあります。慣習的に網改造料は接続事業者が負担することになっているところ、この莫大な開発費が接続の障壁となり、接続をあきらめざるを得ない実態が発生しています。アンバンドル化することによってMNOも便益を享受することから（例えば、MNOが利用していない設備をMVNOが利用することによって接続料を撤収することができる）、網改造料の負担について適切な指針が早期に示されることを要望します。

## 3. 現3頁 第2 アンバンドル 4 注視すべき機能

本ガイドラインにおいて、HLR機能及びパケット着信機能を「注視すべき機能」として追加記載することを要望します。

海外においては、MVNOがHLRを保有して通信サービスの独自設計を行い、M2Mサービスの進展に寄与している例などが存在します。多種多様なモバイルサービスを生み出すために、HLRは必須のアンバンドル化対象機能であると考えます。また、データ通信による常時接続を抑止するための有効な手段は、パケット着信機能を具備せしめることです。この機能をMVNOが利用するためにはMNOによるアンバ

ンドル化が必要であり、注視すべき機能に入れるべきと考えます。

#### 4. 現4頁、第3接続料の算定方法 1 基本的な考え方 (1) 対象となる接続料

SIMのアクティベーション等に用いるプロビジョニング装置の利用が、接続機能の一部であり、その利用料が接続料金の一部であることは、SIMがアクティベーションされていないと接続できないことから明らかです。しかしながら、これらの「接続」としての扱いが整理されていません。本ガイドラインにおいて、プロビジョニング装置の位置付けについて明確にして頂くことを要望します。

また、海外においては、既に携帯電話事業者がプロビジョニング装置のインターフェース（サーバと端末用インターフェース若しくはAPI）をMVNO向けに開示しており、今やそれが国際的な潮流となっているにも関わらず、日本国内においては当該インターフェースは一切開示されていないと思われまます。そのため、早急な改善がなされることを要望します。MVNO社内システムとプロビジョニング装置の電子的な連携ができず、MVNO業務に支障をきたしているのが現状です。この点についても、早急な改善を強く要望します。

#### 5. その他 SIMロック解除化

平成22年6月に「SIMロック解除に関するガイドライン」が総務省より公表されましたが、依然としてSIMロック解除化が進展しておらず、国内外の多様な端末が自由に利用できる環境が調っていません。この現状が、MNP促進の弊害となっていることは明白であり、SIMロック解除の義務化を強く要望します。

#### 6. 接続料算定に用いる算入コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストとの関係

MVNOに対する接続料原価対象コストとMNOの自社ユーザの料金決定に際して使用するコストは、そのネットワーク共有部分については同一のコストが用いられているはずですが、しかしながら、MNOは「一般利用者に提供する料金は、接続料水準（実績原価）を判断の一要素として過去の実績原価から簡便に推計した将来の予測値を用いる場合もありますが、ユーザー要望や競合他社との競争環境等を総合的に勘案しつつ設定しており、その要素のみで判断しているわけではありません。」とするなど、一物二価になっている可能性、または原価の存在を無視して原価割れとなっている可能性が高いため、総務省による早急な説明を望みます。

#### 7. その他

MNOによる過度なMNPインセンティブや端末販売奨励金の支払いが常態化しています。例えば、TWO TOP戦略と言われるような過度の販売奨励金が支払われるなどの習慣が常態化しており、端末製造業者を含めた携帯電話市場の健全な発展が阻害されています。この現状につきましても、改善されることを要望します。

以上

# 意見書

平成 25 年 8 月 9 日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 141-6010

住 所 とうきょうとしながわくおおきまにちやうめ  
東京都品川区大崎二丁目1番1号

名 称 ソネット株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちやう 代表取締役社長 よしだ けんいちろう 吉田 憲一郎

連絡先

電話番号

E-mail:

平成 25 年 7 月 12 日公表の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出いたします。

別紙

平成 25 年 7 月 12 日「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改正案（以下本ガイドライン改正案という）に対する意見募集に関し、以下のとおり意見書を提出致します。

#### 記

今般、平成 25 年 7 月 12 日に公表されている「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において整理された基本的な考え方を踏まえ、モバイル接続料算定に係る各課題とされた項目を参考にして、本ガイドラインが見直されたものと認識しています。

今回、本ガイドライン改正案により、二種指定事業者の接続料の算定方法等に係る考え方をより明確化することとなり、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進が図られるものとして、本ガイドライン改正案について賛同いたします。

一方、同報告書における「データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度」に関しましては、現在の「前年度の実績値」に基づいた算定方法では、接続料が毎年低下していく状況では、当年度の低い原価で事業展開が可能な MNO と比較して MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性があるとの検討結果もでております。

今回、本ガイドライン改正案では当該項目に関し、特段の変更はないものの、MVNO の市場参入促進や競争環境整備の観点からも、是非次回の本ガイドライン改正におきましては、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度に関しまして「当年度算定」の導入を早急に検討して頂くことを希望いたします。

また、上記の項目に留まらず、MNO と MVNO の競争環境の整備全般に渡る議論が、引き続き行われる必要があるものと考えています。

以上

# 意見書

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ  
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム  
だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先  
電話番号  
電子メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p>第5 事業者間協議における留意事項 (1) 接続料の水準</p> <p>ア 接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。</p> <p>イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。</p>	<p>先般、「『モバイル接続料算定に係る研究会』報告書(案)に対する意見募集(平成25年2月25日)」において、次の意見を述べさせていただいたところです。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○MVNOが各MNOのネットワーク性能・品質と接続料を比較検討した上で、接続先MNOを適正に選定できるよう、MNOに対して次の点を義務付けるべき <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各MNOともに統一的な基準の下で、自社のネットワーク性能・品質に関する情報<sup>*</sup>を整理する ※設計思想・増強ポリシー、ネットワーク品質仕様・設計値、エリアカバー率 等</li> <li>● 接続協議するMVNOに対し、その情報を開示する</li> </ul> </li> <li>○意見の背景にある問題意識は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>● MVNOが、接続料水準の適正性確認や接続先の比較選定を進めるにあたって、各MNOのネットワーク性能・品質に関する情報が必要となるが、それは十分に公開されていない</li> <li>● 一部公開されている情報が存在するものの、各社の独自基準により導き出されたものであるため、MVNOは比較検討にこの情報を用いることができない</li> </ul> </li> </ul> <p>MNOとMVNOには、上記のような情報格差が存在し、これが事業者間協議における両者間の交渉力格差につながる恐れがある中、MNOの情報開示の必要性については、「第5-1-1イ」の記述のみで、努力を促す程度に留まっています。</p> <p>そのため、本ガイドラインへ「事業者間協議においてMNOがMVNOへ最低限開示すべき情報」を明示するとともに、<u>「MNOからMVNOへその情報開示を義務付ける」ことを要望します。</u></p>

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p data-bbox="91 156 241 185">第6 その他</p> <p data-bbox="91 252 719 379">総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>	<p data-bbox="745 156 2141 379">平成25年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」では、モバイル市場の競争環境について、『世界最高レベルの通信インフラの整備のためには成長分野であるモバイル分野を活性化することが重要であり、そのためには、モバイル市場の競争環境を整備して公正競争を確保し、低廉かつ多様なサービスを実現することが重要である。とりわけ、携帯電話市場が寡占的な状態にあることを踏まえれば、MVNOの市場参入促進や競争環境の整備が重要である。』とされています。</p> <p data-bbox="745 395 2141 523">MVNOの事業環境を一層整備し、モバイル市場における公正な競争環境を整備するためには、特に、データ接続料の算定における適正性、検証可能性及び公平性の確保が急務であることから、「<u>モバイル接続料算定に係る研究会報告書</u>」において課題とされた次の事項について、早急に検討を進めていただくことを強く要望します。</p> <p data-bbox="745 587 1037 616">(1) データ接続料の需要</p> <ul data-bbox="775 635 2130 858" style="list-style-type: none"> <li>● データ接続料の需要は「総帯域幅」とされているが、その解釈は必ずしも明確ではなく、携帯電話事業者によって考え方が異なっており、整理が必要である。</li> <li>● 従来、「全基地局の伝送容量の総和」を用いる考え方と「全ISP側装置の伝送容量の総和」を用いる考え方を始め、両者の中間的な値を用いる考え方等、複数の考え方が存在してきたところである。それぞれの考え方の適否を判断するに当たっては、更に詳細な検討が必要と考えられる。</li> </ul> <p data-bbox="745 922 1122 951">(2) データ接続料の接続料原価</p> <ul data-bbox="775 970 2141 1289" style="list-style-type: none"> <li>● 設備余裕に係るコストについても、その性質を整理・区分し、それぞれについてMVNOの受益を分析することが適当である。</li> <li>● 移動体通信ネットワークの特性に起因する設備余裕に係るコストについては、例えば標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方の検討など、具体的な算定方法について検討を深めることが適当である。</li> <li>● 非効率的な投資に係る設備余裕はどの程度存在するのか、非効率的な投資は具体的にどう把握すればよいのかなど、非効率的な投資に係る考え方について検討を深めることが必要であり、現時点での導入は時期尚早と考えられる。</li> </ul>

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p>第6 その他</p> <p>総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。</p>	<p>(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 前年度の実績値に替えて当年度の実績値を用いることにより、MVNOの競争環境を整備することが望ましい。</li> <li>● 総務省において、当年度の実績値を用いた算定の早期の導入に向け、例えば、接続料が上昇する状況において当年度の実績値による接続料の算定を行うことの適否といった課題について早急に検討を進めることが望ましい。</li> <li>● 当年度の実績値に係る予測を行い、その予測値を用いて暫定的に接続料を設定する場合、その値の必要精度、予測値の算定に係るコスト、実績値確定後に実績値を基礎とした接続料と予測値を基礎とした接続料の乖離額の調整を行うことの適否、といった課題が考えられる。総務省においては、こうした課題について慎重に検討を行い、予測値を用いて暫定的に接続料を設定することの可否について検討を行うことが望ましい。また、関係事業者はその検討に積極的に協力することが望ましい。</li> </ul> <p>(4) 暫定値を用いたデータ接続料の月次精算について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● MNOは、接続料が大幅に低下することが合理的に予測される場合は、暫定値として、前年度の接続料に替えて合理的な予測に基づき算定した予測額を用いることによってMVNOにキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。</li> <li>● 暫定値と確定値との差額の規模によっては、MVNOの経営に大きな影響を与えることが考えられることから、その規模の縮小に努めることが望ましい。</li> </ul> <p>なお、上記の検討課題のうち、特に、「(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度」に関する課題については、MNOと比較してMVNOが現時点では競争上圧倒的に不利な状況に置かれていることから、課題解決の上で、極力早期にガイドラインの見直しを実施いただくことを要望します。</p> <p>また、今後の検討を深めるにあたっては、MVNO各社の意見を幅広く聞きつつ、審議会や接続委員会等の公の場で議論いただくことが重要です。その上で、本ガイドラインに基づく事業者間協議ではMNOとMVNO間の合意形成がなされず、<u>データ接続料算定の適正性・公平性の確保が不十分となる場合には、現行の二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきであり、本ガイドラインを格上げ(法制度化)することも視野に入れて取り組んでいただくことを要望します。</u></p>

二種指定ガイドライン改正案における意見対象箇所	意見
<p>別表第2</p> <p>様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計(音声 接続機能)(単位:円) (略) (注)営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。</p> <p>様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計(ISP接 続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能) (単位:円) (略) (注1)機能ごとに作成すること。 (注2)営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。</p>	<p>別表第2の様式2および様式3の注釈へ「営業コストを接続料原価に算入した場合は、その費用ごとに設備の安定的な運用又は効率的な展開に必要な理由を注記すること。」と追記することに賛同します。</p> <p><u>接続ルール答申※に示された「営業費を算入することは適当でない」とする原則を厳守するため、算入される営業コストの適正性検証にあたっては、その検証プロセスおよび結果を公開し、さらなる透明性を確保することが必要と考えます。</u></p> <p>また、今後の検証において、<u>不適切な営業コスト算入への疑念が生じた場合には、「営業費を算入することは適当でない」とする原則を厳格に適用し、限定列挙されている一部営業コストについても接続料原価から除外すべきと考えます。</u></p> <p>※ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」 (平成21年10月16日情報通信審議会 答申)</p>

以上

## 意見書

平成25年8月9日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 〒105-0001  
住所 とうきょうとみなとくらのもん  
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
名称 にほんつうしんかぶしきがいしゃ  
日本通信株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちやう 代表取締役社長 さんだせいじ 三田聖二  
電話番号  
電子メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。お取り計らいの程、宜しくお願い申し上げます。

## 1. 改正案全体に対する意見

今般提案があった改正案全体に対して賛成します。今般の改正提案は、従来総務省が実施適用してきた指針を明示し、或いは、電気通信事業者間で広く用いられてきた考え方を集大成した上で、それをわかりやすくまとめたものであることから、電気通信事業法が定めるところの第二種指定電気通信設備を設置する事業者にかかる規制の考え方とも合致していると考えられ、今後の携帯電話事業の発展に資するものであると考えます。

## 2. 現4頁、第3接続料の算定方法 1 基本的な考え方 (2) 接続料の構成

今回の改正提案は、音声接続機能に係る接続料原価、利潤及び需要の算定に対して、設備区分ごとにこれらを帰属させることを提案しています。これをパケット型データ通信に対しても適用することを提案します。

音声接続機能は、いわゆる回線交換方式により提供されますが、その技術的な実態は、今やパケット通信であり、パケット型データ通信と回線交換方式による通信とでは、その品質基準を別にすれば何ら変わるところはありません。特にネットワーク側はISPネットワーク化が進展する中、実態として、これらを区別する必要性が少なくなってきています。

パケット型データ通信においても、自網内折り返しは可能であり、現にそのニーズが存在しています（データ通信端末が他のデータ通信端末とインターネット上のサーバ等を経由せずに網内折り返しで通信する形態）。そうなると、設備区分算定はパケット型データ通信においても必要であり、データ通信においても設備区分算定を適用すべきと考えます。

総務省におかれては、この点を早急に検討して頂くことを要望します。

## 3. その他

二種指定事業者は接続約款を定めMVNOとの接続を行っているところ、卸携帯電話サービス契約約款（卸契約）も存在し、利用されています。実際のところ、卸契約の内容、また、その契約と相互接続との違いは不透明であり、卸契

約の実態を明確にして契約条件を公表させることを要望します。

#### 4. その他

今回の改正点に加えて、二種指定事業者とMVNOの関係、若しくは、二種指定事業者自身の事業運営に際し、以下のような解決すべきその他の問題が存在しています。これらについても引き続き検討がなされることを要望致します。

- ① アンバンドル化を促進する政策の実施（レイヤ2接続機能のアンバンドル化を義務化すること等）
- ② 通信回線（SIM）のアクティベーションに用いるプロビジョニング装置に関する課題（プロビジョニング装置利用料を接続料として整理すること、プロビジョニング装置類のインターフェースをMVNOが必要な範囲で開示すること等）
- ③ SIMロックフリー化（国内外の多様な端末を自由に利用できる環境にするため、SIMロック解除を義務化すること等）

以上

## 意見書

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめきんぼんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

※本意見書において、敬称は省略させていただいております。

章			具体的内容
はじめに			<p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。</p> <p>しかしながら、複数の二種指定事業者が同じ規制下で相互に接続料を支払いあう関係においては、接続料算定に係るルールを明確化し、そのルールに関係事業者が従うことで、公正な競争環境の整備につながるため、今回のガイドラインの改正の考え方に賛同します。</p> <p>ただし、「モバイル接続料の算定に係る研究会」の報告書に「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」と記載されているように、総務省が接続料の適正性を検証するにあたり、算定事業者に対して過剰に精緻な情報や、実態とは異なる形態での情報提出を求めると、算定に係るコストの増大が懸念されます。総務省においては、検証可能性と算定コストの抑制のバランスを踏まえた上で、各社の接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p>
第3 接続料の算定方法 に係る標準的な考 え方及び算定根拠	1 基本的な考え方	(3)接続料の構成 イ	<p>記載されている①～⑩の設備区分については、現状の携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態、及び今後の技術革新等による変化への対応等のため柔軟な区分を許容すべきであり、「ほか、適正な区分」を許容する今回の整理に賛同いたします。</p> <p>特に、現状において、携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態に応じた区分を超えた詳細な区分設定を求めることは、新たに当該設備区分ごとの需要計測の仕組みや会計整理を含むコスト分計の仕組みが必須となり、多大な追加コストが発生する可能性があります。</p> <p>については、“携帯事業者各社のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分”を用いる方法も「ほか、適正な区分」の1つであることをあらかじめ確認させていただきたいと考えます。またこの場合、需要計測やコスト及び利潤の帰属に当たっては、必ずしも設備ごとに精緻に計測できる仕組みを具備して把握する方法だけではなく、合理的な推計に基づく方法も適正な範囲であることを合わせて確認させていただきたいと考えます。</p>

章		具体的内容	
別表第2	様式4 適正な利潤	1 機能に係るレートベース	(注3) <p>運転資本以外の項目の備考欄にレートベースに算入した主要内容と金額を記載することは、総務省において、当該内容にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性の見込まれないようなものかを検証するうえで必要な情報であると考えます。</p> <p>一方で、現状では、レートベースへの算入が認められる「機能提供のために正当に投下される資産」が明確になっていないため、各事業者に共通して存在する資産であっても、一部の事業者のみが算入する事態が想定されます。よって、裁量排除及び公平性の確保の観点から、総務省は各事業者から聴取したレートベースに算入した内容のうち、算入が認められるものを各事業者に示して、「機能提供のために正当に投下される資産」を明確にすべきです。</p>
		2 自己資本費用	(注2) <p>事業者間で採用される<math>\beta</math>の数値に著しい差異が生じている場合、利潤の額にも著しい差異が生じるため、公平性確保の観点から、総務省において<math>\beta</math>の適正な範囲を検証できるよう、<math>\beta</math>の算出方法を算定根拠に記載することは適当と考えます。</p> <p>その記載内容をもとに総務省が適正範囲を検証するにあたり、本来は、代表的な携帯電話事業者の<math>\beta</math>を基礎として、貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いて、アンレバード、リレバードした値をベンチマークとし、公平性の観点から、当該ベンチマークを超えない範囲に各算定事業者の<math>\beta</math>を抑えることが必要だと考えます。</p> <p>ただし、ベンチマークの算定方法には様々な考え方が存在するとされていますので、次善策として、各算定事業者から聴取した<math>\beta</math>の算出方法をもとに、当該事業者以外の算定事業者の数値を当てはめて各算定事業者の算出方法による<math>\beta</math>をそれぞれ試算し、特定の算出方法を用いた試算結果に著しい乖離が生じる場合には、当該算出方法の採用を認めず、最も乖離が小さくなる算出方法を各算定事業者に統一して適用させ、公平性を確保すべきと考えます。</p>
別表第3			<p>前述のとおり、算定コスト抑止の観点から、各事業者のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分を用いる方法や、需要計測やコスト及び利潤の帰属に合理的な推計に基づく方法を用いて作成した様式で届出することも許容すべきと考えます。</p>

意見書

西企営第67号

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511

住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう  
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ  
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 むらお かずとし  
村尾 和俊

連絡先

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見

【算定根拠に係る情報開示について】

本ガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところです。

しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。

したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、本ガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと思います。

## 【接続料の算定方法について】

また、本ガイドライン改正案の作成にあたり、本年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保(公平性)」を追加した上で、「接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる」という考え方が示されていますが、かかる考え方は、携帯電話事業者間だけではなく、お互いに接続料を支払い合う関係にある携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。

したがって、本ガイドラインで整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

特に、本ガイドライン改正案では、CAPM方式により計算される期待自己資本利益率の算定に用いる「主要企業の平均自己資本利益率—リスクの低い金融商品の平均金利の値」について、1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)を用いることとされていますが、現在、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率は、過去三年間のCAPM方式により計算される期待自己資本利益率の平均値を用いることとされていることに加え、それ以前に、そもそも、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされており、二種指定設備の接続料算定に用いる値に比べて著しく低い値となっています。

「1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ」を用いることについては、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制できる点や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする点で適切と考えられること、また、事業運営の安定性等が求められるという面では、一種指定設備と二種指定設備との間に何ら違いが存在しないことを踏まえ、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率の算定においても、当該データを用いることができるよう見直す必要があると考えます。

少なくとも、ひかり電話網と携帯電話事業者網との関係のように、接続料を相互に支払い合う関係にある場合には、発信側のひかり電話網から見て、着信側の携帯電話事業者網との接続が事業展開上不可欠であることは明らかであり、それにも関わらず、ひかり電話の接続料算定に用いる自己資本利益率よりも遥

かに高い自己資本利益率を用いて算定された携帯電話の接続料を支払うこととなるとすれば著しくバランスを失することになり、一種・二種指定事業者間の公正な競争環境を阻害するものと考えます。

したがって、総務省殿におかれましては、一種指定設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法について、速やかに省令を改正し、二種指定設備と同様の接続料算定が可能となるよう対処いただきたいと思います。

## 意見書

東経企営第13-0076号  
平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【本意見に関する連絡先】

電話番号

FAX番号

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見

【算定根拠に係る情報開示について】

本ガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところです。

しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけていないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。

したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、本ガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと思います。

## 【接続料の算定方法について】

また、本ガイドライン改正案の作成にあたり、本年6月に取りまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書において、モバイル接続料算定に係る基本的な観点として、新たに「公平性確保(公平性)」を追加した上で、「接続料を相互に支払い合う関係において、一方の事業者の用いる接続料の算定方法が他方の事業者と大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれる」という考え方が示されていますが、かかる考え方は、携帯電話事業者間だけではなく、お互いに接続料を支払い合う関係にある携帯電話事業者と固定電話事業者の間においても当てはまるものと考えます。

したがって、本ガイドラインで整理されている原価の範囲、利潤の考え方等については、二種指定設備を含む携帯電話に係る接続料算定に適用するだけでなく、一種指定設備も含む固定電話に係る接続料算定においても適用する必要があると考えます。

特に、本ガイドライン改正案では、CAPM方式により計算される期待自己資本利益率の算定に用いる「主要企業の平均自己資本利益率—リスクの低い金融商品の平均金利の値」について、1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)を用いることとされていますが、現在、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率は、過去三年間のCAPM方式により計算される期待自己資本利益率の平均値を用いることとされていることに加え、それ以前に、そもそも、CAPM方式か、他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を用いることとされており、二種指定設備の接続料算定に用いる値に比べて著しく低い値となっています。

「1952年から接続料適用年度の前年度末までの統計データ」を用いることについては、長期間の平均値を用いることで安定性が増し、年度ごとの接続料水準の変動を抑制できる点や、持続的に安定した事業運営が求められるインフラ事業において一過性の要因によって利益水準が左右されないようにする点で適切と考えられること、また、事業運営の安定性等が求められるという面では、一種指定設備と二種指定設備との間に何ら違いが存在しないことを踏まえ、一種指定設備に係る接続料の算定に用いる自己資本利益率の算定においても、当該データを用いることができるよう見直す必要があると考えます。

少なくとも、ひかり電話網と携帯電話事業者網との関係のように、接続料を相互に支払い合う関係にある場合には、発信側のひかり電話網から見て、着信側の携帯電話事業者網との接続が事業展開上不可欠であることは明らかであり、それにも関わらず、ひかり電話の接続料算定に用いる自己資本利益率よりも遥

かに高い自己資本利益率を用いて算定された携帯電話の接続料を支払うこととなるとすれば著しくバランスを失することになり、一種・二種指定事業者間の公正な競争環境を阻害するものと考えます。

したがって、総務省殿におかれましては、一種指定設備の接続料算定に用いる自己資本利益率の算定方法について、速やかに省令を改正し、二種指定設備と同様の接続料算定が可能となるよう対処いただきたいと思います。

# 意見書

平成 25 年 8 月 9 日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 101-0051  
住所 とうきょうとちよだくかんだじんぼうちょう 東京都千代田区神田神保町 1-105  
名称 株式会社インターネットイニシアティブ  
代表取締役社長 かつ えいじろう 勝 栄二郎  
連絡先

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙の通り意見を提出します。

頁	章	当社意見
---	---	<p>「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて、データ接続料の算定に係る諸課題については、更なる調査・検討が必要であるとして検討ポイントの指摘に止まったことから、今回の「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案にはこれらの課題に関連する改正は含まれませんでした。MVNOの更なる振興に向け、総務省においてはデータ接続料に係る諸課題の検討を速やかに進めることが望ましいと考えます。</p> <p>特に「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書にて、早期の導入に向けた検討が総務省に強く求められている、データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度の当年度化については、とりわけ喫緊の課題として調査・検討を加速するよう求めます。</p>